

【平成 28 年 4 月】地震保険改定のご案内

平成 28 年 4 月 1 日より地震保険について以下の改定がされましたので、ご案内申し上げます。

※ 地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

1. 長期優良住宅認定制度の改正に伴う地震保険割引適用方法の改定

長期優良住宅認定制度の改正※に伴い、以下のとおり耐震等級割引の適用方法の一部を改定します。

※ 従来、新築のみが対象であった長期優良住宅認定制度が改正され、既存住宅の増築・改築についても長期優良住宅の認定が受けられることとなります。

改定前	改定後
ご提出いただいた割引確認資料が以下に該当する場合には、耐震等級割引（ 2級 ）が適用されます。 ①長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」（写）において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合 ②「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）のみをご提出いただいた場合	ご提出いただいた割引確認資料が以下に該当する場合には、耐震等級割引（ 新築は2級、増築・改築は1級 ）が適用されます。（注1）（注2） ①長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」（写）において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合 ②「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）のみをご提出いただいた場合

（注1）平成28年4月長期優良住宅認定制度改正前の上記確認資料には、工事種別（新築/増築・改築）欄がありませんが、その場合は耐震等級割引（2級）が適用されます。

（注2）地震保険の保険始期日が平成28年3月31日以前の契約にも適用されます。ただし、地震保険の保険始期日が平成26年6月30日以前の契約の場合、上記②の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）の提出が必要となります。

2. 地震保険総支払限度額の改定

平成 28 年 4 月時点で7兆円から11兆3,000億円に引き上げられています。

なお、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が、次の限度額を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11 \text{ 兆 } 3,000 \text{ 億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

以上